

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市経営体発展総合支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体が、農地中間管理事業を活用し、規模拡大を図るために農業用機械等を導入する際に要する経費について、予算の範囲内において補助する。
補助事業者	農地中間管理機構を通し、目標年度の経営面積8ha以上増（1年目：3ha以上増）を見込める農地所有適格法人等。
補助対象経費	農地中間管理機構を活用し、規模拡大するために必要な機械・施設の整備に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	①事業費の5.5/10以内（千円未満切捨て）。（1,000千円～50,000千円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由 －
補助率等	県要綱等の定めによる。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 －
数値目標等	A 数値化
	事業活用経営体数：1経営体／年
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	事業活用経営体への農地の集積：8ha以上／3年 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由 －
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 県との調整が必要なため、個別相談を随時実施
事業担当 (担当部署) (電話番号)	農林水産部農業政策課農業企画係
	0259-63-5117